

第7回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

開催日時：平成20年10月24日（金）10：00～12：00

場所：総務省5階 総務省第4特別会議室

出席者：宮脇座長、泉澤構成員、井手構成員、大西構成員、白川構成員、辻構成員、中島構成員、橋本構成員、沼尾構成員、菱田構成員、望月審議官、細田審議官、佐々木公営企業課長、高田財務調査課長、濱田地域企業経営企画室長他

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配付資料】

資料1～3

【概要】

- ・ 公営企業が民間に譲渡された後、地方公共団体から補助金が出ているという例はあるのか。
- ・ 採算性が厳しい場合に、経過的に補助を実施するとか、譲渡価格を時価に比べて値引いた上で譲渡をする例がある。
- ・ 重要なのは、民間譲渡のような処理ができていない、本当は処理をしたいんだけどできないところをどうするかであり、積極的に実態を把握しないと氷山の一角のような感じがする。
- ・ 特に病院に関して、例えば独法化などを考えたいのだけれども、本体の財政も非常に厳しくなっていて、認可の条件に係る資金の手当が厳しいとのことで、何らかの手当を考えていただけないかというようなご要望は承っている。
- ・ PFIや指定管理者制度を導入することで、具体的にどれくらい財源が節約できたのかといった事後的な検証を行う必要があるのではないかと。
- ・ 公的なものについては、住民に迷惑がかかってつぶせない事業だと、これを民間に譲渡しても、結局つぶせないということは、補助金で手当することとなる。そうすると、補助金目当てにというような事業者もあるから、民間に譲渡することが本当にいいのかどうかは、よく検証する必要がある。
- ・ 民間に譲渡なり、経営形態を変えるときには、特に専門職、技術職の配置転換がネックになる。
- ・ 債務の問題を考える上で、財務の適正化の中で料金の適正化を考える必要があるが、この適正化について何か決めているようなガイドラインはあるのか。また、業務の効率化を図ろうとするときには、専門的な知識を持った人のサポートの仕組みを検討しているか。
- ・ 財政措置を講じる際の条件をもって、事実上のガイドラインとなっているというこ

とがあり得る。また、専門的な部分でもいろんな形での取り組みが当然必要だと思っている。

- ・ガイドラインを示すのはいいが、うまく機能しない、機能しないだけでなく、それが逆の弊害にならないような、整理を行う必要がある。
- ・免責的債務引受で処理できる範囲の三セクや公社の破綻処理に耐えられる団体と、全く耐えられないところとあると思う。免責的債務引受と地方債との関係をどう考えるか。
- ・免責的債務引受は、財政的効果でいうと、地方債を発行したのと変わらないという面もある。財政的な評価という意味でどのように考えるのか。
- ・免責的債務引受を林業公社以外で適用できるのか。民間が農林漁業金融公庫と同様に長期低利でできるかといったら、およそ考えられない。特異な例である。
- ・林業の場合は、40年とか50年とかという超ロングタームの話になるので、農林漁業金融公庫の存在意義があると思う。政策的配慮があって、金利は安く、なお長期ということだと思う。免責的債務引受は金融機関が農林漁業金融公庫であったということと、林業公社であったということが前提で、成り立っていると理解した方が良い。
- ・民間金融機関が農林漁業金融公庫と同じようなことができるかという、そういうことはない。5年、10年の債務引受だったらあり得ると思う。10年以上になると、対応できない。
- ・責任の明確化を議論する上で、会計処理の適正さを求めることも考慮すべきではないか。
- ・第三セクター等における経営責任の明確化について、いわゆる普通の経営責任より超えて、法的な責任に至るケースもあるのではないかと考える。
- ・三セクの形態によって、株式会社の場合でも、関係法令でそれぞれ規定があるので、それを活用、押さえた上でやってもらう必要があるというような整理をしていく必要があると思う。
- ・公営企業は儲かっているが、一方で一般会計は厳しいという状況もある。儲かれば何でも民営化だというのは少し危険ではないか。
- ・「公益性」があるかどうかの判断は、抽象的な議論ではなく、収益との比較で議論すべきではないか。
- ・地方三公社に関しては、所管官庁と協力していくことが重要ではないか。
- ・林業公社については、総務省と林野庁で連絡協議会を設置して、再来年の予算要求もにらみながら協議をしていくということも進めている。土地開発公社についても、十分担当課と協議をする。この2つで、随分整理ができるのではないかと考えている。公営企業のほうも、総務省自ら公営企業について取り組んでいくつもりである。
- ・農林漁業金融公庫との関係で、損失補償をやっていて、どうしようもないところは債務引受で処理することについての議論は、農林漁業金融公庫が最後は債務引受でやってもらうといった話になりかねないことに留意する必要がある。